



# ジュエリー・リモデル・カウンセラー 資格検定制度について



一般社団法人 日本リ・ジュエリー協議会

〒110-0015 東京都台東区東上野1-26-2 オーラムビル208  
Tel. 03-6806-0013 Fax. 03-6806-0014  
E-Mail info@re-jewelry.net URL [Http://www.re-jewelry.net](http://www.re-jewelry.net)

## 定義

1、ジュエリー・リモデル・カウンセラーとは、ジュエリーの素材、デザイン、加工に関する基本的な知識と経験を有し、顧客の要望を的確に受け止め、それをひとつの品物に昇華させ、提供できる能力をもった人材を指す。

2、従来、宝飾業界では作り替えについてジュエリー・リフォームという用語を使用してきたが、ジュエリーの国際化のなかで、リフォームという用語が修理に近い概念であることから、これを機会にリモデルという用語に統一していく。

3、リモデル・カウンセラーは、たんにカタチを変える能力のみならず、持ち込まれたジュエリーを  
(1) リモデルするもの、(2) 後世に残すべきもの、(3) 修理して使えるようにするもの、(4) スクラップするものに仕分けし、アドバイスが出来る人材を指す。

4、ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度では、その能力の度合いに応じ、一級リモデル・カウンセラー、二級リモデル・カウンセラーという二段階の称号を授与する。

## ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度の目的について

日本のジュエリー市場は、戦後の高度成長からバブル期を経て、急速な成長を遂げました。消費者のジュエリー経験も豊富になり、保有個数も大きく伸びました。

そこへ襲ってきたのが1991年の「バブル崩壊」です。ジュエリー市場は大きな打撃を受け、個別企業レベルでのさまざまな努力はあるものの、全体としてはその後も回復の切っ掛けを掴めないまま、現在に至っています。

しかし、ジュエリーという品物の特性と、日本におけるジュエリー市場の発展形態、ジュエリー先進国であるヨーロッパの市場構造を見ていけば、現状を乗り越えるには何が必要か、何が課題としてあるのかが自ずと見えてきます。

まず第一に、日本の消費者がすでにかかなりのジュエリーを保有してしまっている、という現実を直視しなければなりません。これは矢野経済研究所が2010年に、2009年の調査データとして発表した数字ですが、日本の成人女性の平均ジュエリー保有個数はすでに13.3個にまで達しています(下表)。これは平均ですから、持っていない人もいることを考えれば、持っている人は優に20個や30個は持っていることになります。みなさんも展示会等で経験されていると思いますが、お客さまに品物を勧めたとき、「わたし、それと似たようなもの持ってるわ」と言って断られたことが、一度ならず経験されているのではないのでしょうか。

言い換えれば、日本の消費者はすでにジュエリーに関して、ある程度の「飽和感」を感じているということなのです。「わたしはもう結構持っている」と考えている消費者が、日本にはすでにかなりいる、ということなのです。そうであれば、買い控えが起きてくるのは当然で、さらにそこにバブル崩壊後の景気後退が重なれば、ジュエリーへの購買意欲が低減するのはやむをえないということになります。

	全体	20代	30代	40台
平均保有個数	13.3	13.2	12.1	14.6
うちブランド	4.9	4.7	5.2	4.9

しかし、平均保有個数は13.3個であっても、ジュエリーにはファッションほど激しくはないものの、デザイン面でゆるやかな流行というものがあります。13.3個の内訳を見れば、そこにはいまの時代にはそのままは付けられないものが、かなり含まれていると考えられるのです。

であれば、そこにはこれまでと違ったニーズが発生しているはずで、「わたしはかなりのジュエリーを持っているが、そのまま使うにはちょっと古臭くて、気が引ける。新しく購入することは出来ないの

で、持っているものを生かして、いま付けられるように作り替えが出来ないだろうか…」。

そうです。それこそが「ジュエリー・リモデル」へのニーズであり、そういう欲求を抱えている消費者が、日本には潜在的に相当増えているはずなのです。

また、日本には「ジュエリー・リモデル」を必要とするもうひとつの大きな背景があります。

それは、日本が高齢化社会を迎え、多くのジュエリーを所有している女性たちが高齢化し、それを次の世代に受け渡していく時機に入っている、ということです。母親から娘へ、お祖母ちゃんから孫へ、といったジュエリーの相続が、今後さまざまな場面で大量発生することが予想されます。

しかし、当然そこにはデザインの問題が障害として出てきます。「娘に贈るにはちょっと古臭い」「孫はこのデザインでは喜んでくれないだろう」…。そう考えれば、贈り手側からか、贈られる側からかは別にして、それを解決するために「ジュエリー・リモデル」をお願いするケースが相当数出てくると考えられるのです。

さまざまな見込み客に積極的に呼びかけ、自店のジュエリー・リモデルのサービス内容をきちんと説明していけば、そこには大きなビジネス・チャンスが待ち受けているという予測が成り立つことの、最大理由はこういうことです。

また、ジュエリー先進国であるヨーロッパのジュエリー市場を見てみると、新製品市場である一次市場と同時に、中古品を含む二次市場もしっかりと構築されていることがわかります。

そこには、ジュエリー・リモデルにとどまらず、売却するための中古品市場、オークションなどによる売却と入手ルートの整備など、ジュエリーの最大特性である「永遠的価値」を持続させ、維持させていくための業界インフラが重層的に成立しているのです。

そうです。ジュエリーが永遠的価値を持つものであったにしても、それを具体化するためには、それを保障し、サポートする業界の体制が整っていなければなりません。日本は、まだそのためのインフラが十分に整備されないまま、一次市場のみで突っ走ってきて、いまその限界に到達してしまっているというのが現状なのです。

今後取り組まなければならない課題は明確です。

日本の消費者が大量に購入し保有したジュエリーを、これからは業界としてメンテナンスし、ジュエリーが永遠的価値を持つものとして、ずっとジュエリーを愉しんでいただけるサポート体制を作らなければならないのです。リモデル出来るものはリモデルして差し上げ、そのまま後世に残すべき価値のあるものはその旨の助言をし、売却出来るものは売却のお手伝いをし、修理して使っていただくものは修理へと、各々を適切にアドバイスし、仕分けしながら、ジュエリーがいつまでも愉しんでいただける素晴らしい品物だということを再認識していただくことです。



それが出来たとき、日本のジュエリー市場は、世界のどこのジュエリー市場と較べても見劣りしない、安定した成熟期を迎えていることになるはず。新製品市場も、規模としてはそれほど大きくはなっていないかもしれませんが、世界のどこにも負けない、高いレベルに到達しているはず。

しかしそこで問題となってくるのが、それらの業務を具体的に担っていく人材の育成と確保です。とくにジュエリー・リモデルでは、顧客の要望を正確に受け止め、それに合致した品物にまとめ上げ、提供できる高い能力を持った人材の育成と確保が必須の課題となります。

一般社団法人 日本リジュエリー協議会が主宰する新しい資格制度「ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度」は、このジュエリー・リモデルを担うこれからの中心となる人材を育成することを目的に制定されるものです。

この制度をとおして、消費者と接する業界人各々がジュエリー・リモデルのスキル・アップを図り、新しい時代のジュエリー・ビジネスを活性化していく人材となることを期待する次第です。

一般社団法人 日本リ・ジュエリー協議会  
会長 山田 悟

## リフォームからリモデルへ

宝飾業界では、これまで「ジュエリー・リフォーム」という言い方が一般的で、例外的に「ジュエリー・リモデル」とか「ジュエリー・リメイク」といった言い方がされてきました。しかし、ジュエリーで長い歴史を誇るヨーロッパでは「ジュエリー・リモデル」という言い方が通用しており、「ジュエリー・リフォーム」という言葉は修理に近い概念として使われています。

ジュエリーはときに不動産に準えて語られることがありますが、不動産における土地に該当するのがジュエリーの材料である宝石と貴金属地金で、建物に該当するのがデザインや加工価値といわれます。

リフォームという言葉は主に住宅の場面で使われてきましたが、住宅におけるリフォームという言葉は、あくまで土地の上に立つ上物(建物)の内部の一部を変えるときに使われており、建物全体の外観を変える作業ではありません。

しかしジュエリーでおこなわれているいわゆる「リフォーム」は、外観全体を変えてしまう作業です。一部を修正するといったものではなく、そういう意味で、ジュエリー・リフォームという呼称は、厳密には正しい使い方とは言えないということになります。

さまざまなご意見があろうかと存じますが、このカウンセラー資格検定制度を機会に、日本におけるジュエリー・リフォームという呼称を改め、ジュエリー・リモデルという呼称に切り替え、統一していただくのがジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度委員会の考えです。ジュエリー市場のグローバル化を考えても、用語を正確に使用していくことは必須であろうと考えます。

そしてさらに、ジュエリー・リモデル・カウンセラーの定義のところでは記述しておりますが、ジュエリー・リモデルをおこなう人は、持ち込まれたジュエリーを何でも作り替えてしまうのではなく、(1)リモデルするもの、(2)後世に残すべきもの、(3)修理して使えるようにするもの、(4)スクラップするものを仕分けし、アドバイスできる人としています。

ジュエリー・リモデルをする人は、持ち込まれたジュエリーの品質を判断し、お客さまにその情報をお伝えし(情報開示)、お客さまにとってのその品物がどういう品物なのかをお聞きしながら、どういう使い方をすることで、そのジュエリーの価値を最大化できるかをアドバイスできる人ということです。反対に、ジュエリー・リフォームをする人というのは、持ち込まれたジュエリーを何でも作り替えてしまう

人、ということになります。

しかし、こう定義付けると、ジュエリー・リモデルをする人というのは、石の真贋や石の品質の判定、加工品質の判定、接客能力など、きわめて高い能力を持った人でなければならないことになり、これはたいへん高いハードルということになります。

しかし、それではきわめてわずかの人がしか認定されなくなり、現実的な制度として定着しにくくなってしまいます。

わたしたちは、こう考えます。

すなわち、定義で掲げた理念を履行していくことを念頭に置き、自らの能力に応じて鑑別会社や加工会社と連携しながら、正しいアドバイスと情報開示に努め、ジュエリーが本来持っている「永遠的価値」をサポートしていく志と力を持った人、持ち込まれたジュエリーの価値を最大化して消費者に還元できる人、そういう人をジュエリー・リモデル・カウンセラーとして認めていく、ということです。

いまの自分の能力では、例えば石の判定が出来ないとなれば、鑑別会社との連携によって、時間をいただいた後に正確な情報を顧客に伝えていく。また、加工品質については、加工会社のアドバイスにしたがって顧客にその品質を伝える、ということを実行するということです。そういう努力を重ねていく人、そういう人がジュエリー・リモデル・カウンセラー資格に適う人、ということです。

ジュエリー・リフォームからジュエリー・リモデルへ。

これは、たんに言葉が変わるだけではなく、作業の中身、それをおこなう人の志向と能力が変わることだと捉えてください。

ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格取得者が、これからの新しいジュエリー・ビジネスの扉を開けることになるのです。



「ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格」検定制度は、下記の方々に委員をお願いし、議論を経て実施されるものです。

ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度委員会委員(順不同)

- 委員長 山口 遼 宝飾史家、(株)リオ・インターナショナル代表取締役
- 委員 諏訪恭一 (株)諏訪貿易会長
- 土居芳子 (社)宝石鑑別団体協議会会長、(社)GIAジャパン理事長
- 露木 宏 NPO法人宝飾クラフト教育振興会会長、日本宝飾クラフト学院理事長
- 首藤 治 (有)ジュエリークラフト・シュドウ代表取締役
- 山田 悟 (社)日本リ・ジュエリー協議会会長
- 高村秀三 (社)日本リ・ジュエリー協議会専務理事

## 「ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度」の概要と考え方

ジュエリー・リモデルでは、接客、材料の調達、デザイン、加工の受発注と、ジュエリーに関するあらゆる分野の知識・経験が必要になります。ある意味、ジュエリー・リモデルではジュエリーに関する総合的な力が問われるわけで、ジュエリーのプロフェッショナルとしての力量が要求されることになります。

しかし、こうした知識・経験は、一般的に、書物などを通してより、実際の仕事をとおして身に付くことが多いのが現実です。街中で、多くのお客さまから支持されているリモデル店には、体系的な勉強はされていないものの、ジュエリー・リモデルに関する「生きた知識・経験」を豊富に持っていらっしゃる方が少なからずいらっしゃいます。

ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度は一級と二級の二段階の資格制度となりますが、そこで、基本的な考え方として、この資格検定制度では受験者の「経験度」を第一番目に優先し、**二級の資格検定では1年以上の実務経験、またはリモデル作品(オリジナル作品を含む)5点以上の実作経験者、一級の資格検定では3年以上の実務経験、またはリモデル作品(オリジナル作品を含む)20点以上実作経験者のみを対象といたします**(二級の場合は1年以上か5点以上、一級の場合は3年以上か20点以上の、どちらかがクリアされていれば結構です)。リモデル経験のない方は、受験することが出来ませんのでご注意ください。

その認定にあたっては、受験希望者は用意された「業務経歴書」、および「リモデル作品、オリジナル作品経歴書」に記入し、必要書類を添付して提出していただくことが前提となります。受験希望者は全員二級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格から挑戦していただくこととなりますが、ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度委員会では、提出された「業務経歴書」、および「リモデル作品、オリジナル作品経歴書」の内容を審査し、要件を満たしていれば受験資格アリと判定し、次にその内容を審査して、その内容に応じて**20点～50点を「基礎点」として認定いたします**(獲得できた点数は公表されませんのでご了承願います)。

さらに、ジュエリー・リモデル業務ではジュエリーに関する総合的な知識・経験が必要になることから、これまで宝飾業界で行われてきたさまざまな検定制度を横断的に生かせるようにし、**それらの検定合格者に対し、資格内容に応じた「基礎点数」を提供させていただくことにいたします**。詳細は次表のとおりですので、資格取得者の方はご活用いただき、受験していただければとれます。

これらを前提とした検定制度となりますが、ただし**「基礎点数」の限度点は50点とさせていただきます**

す。さまざまな資格を持たれていて、「基礎点数」を合計すれば50点を超える方もいらっしゃるかと思いますが、あくまで「基礎点数」の限度点は50点となりますのでご了解願います。

資格名称	基礎点数	備考
ジュエリー・リモデル実作経験1年以上、またはリモデル作品(オリジナル作品を含む)5点以上の実作経験者	20~50	提出書類に作品写真とその詳細を記述して提出すること。
GG資格取得者	40	
FGA資格取得者	40	
JC1級資格取得者	35	
JC2級資格取得者	25	
JC3級資格取得者	15	
貴金属技能検定1級資格取得者	35	
貴金属技能検定2級資格取得者	25	
ワックスジュエリー検定合格者	15	
ジュエリーデザイン画検定合格者	15	
シルバージュエリー検定合格者	15	

※上記以外の資格取得者についても個別に検討させていただきますので、「業務経歴書」にその概要をご記入ください。

その次に、ジュエリー・リモデルに特化したセミナーを実施いたします。このセミナーはリモデル業務に関する基本的な知識と考え方に関するもので、このセミナーを受講し、セミナー終了後に実施するテストの点数の合計によって(基礎点数との合計によって)、二級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格の合否が判定されます。

セミナー終了後のテストは、セミナーの内容に基づく設問と、事前に用意された専用テキストの内容に基づく設問となっております。

セミナー後の検定テストは100点を満点とします。

そして、二級の合格基準取得点は、基礎点との合計が100点以上を目安といたします。したがって、基礎点が20点の方は、検定テストの成績80点以上の取得が必要となります。基礎点を最大限度点50点を持って臨まれる方は、検定テストの成績50点以上の取得が必要となります。

二級検定の流れを整理しますと、次のようになります。

- 1、検定希望者は「業務経歴書」、および「リモデル作品、オリジナル作品経歴書」を提出する(必須)。
- 2、「業務経歴書」、および「リモデル作品、オリジナル作品経歴書」の内容が基準を満たしていると判定された方に、リモデル・セミナー、及びその後におこなわれる検定テストの通知が送付される(この段階で受験者は基礎点として20~50点が取得済みと判定されています)。

3、セミナーを受講し、その後におこなわれる検定テストを受験する。

4、基礎点と検定テストの合計点が、合格の目安となる点数100点を上回った人に対し、「認定 二級 ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格」の称号が授与される。

そして、二級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格を取得された方は、次に一級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格にチャレンジしていただくことが出来ます。ただし、一級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格は、**3年以上の実務経験、またはリモデル作品(オリジナル作品を含む)20点以上の実作経験者のみ**が対象となります。受験希望者は、二級受験時と同様に、「業務経歴書」、および「リモデル作品、オリジナル作品経歴書」に記入し、必要書類を添付して提出していただきます。

「認定 一級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格」検定は、「ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度委員会」が制定するセミナーを一回受講し、その後実施する「レポート提出」と面接の内容を審査することによって判定されます。

セミナー、および面接は、ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度委員、または委員が指名する講師によっておこなわれます。

セミナーの内容はその都度変更されますが、次のテーマに沿った内容が、**2講座組み合わせられて実施**されます。

- 1、宝飾の歴史(ヨーロッパ)
- 2、宝石の価値と見方
- 3、鑑別から見た宝石の見分け方
- 4、宝飾の歴史(日本)
- 5、加工品質の見分け方

セミナー受講にあたっては、下記書籍が参考テキストとして指定されています。

セミナー・テーマ	テキスト	著者・编者	発行元	価格
1 宝飾の歴史(ヨーロッパ)	すぐわかるヨーロッパの宝飾芸術	山口 遼	東京美術	2,000円+税
2 宝石の価値と見方	宝石3 ジュエリーその品質と価値の見方	諏訪恭一	世界文化社	10,000円+税
3 鑑別から見た宝石の見分け方	宝石鑑別ミニ・ハンドブック	土居芳子/田近一隆	GIAジャパン	2,000円+税
4 宝飾の歴史(日本)	日本装身具史	露木 宏編・著	美術出版社	2,500円+税
5 加工品質の見分け方	ジュエリーのメイキング・ポイント	首藤 治	ジュエリークラフトシュドウ	2,000円+税

採用されるテーマについては、その都度受験者にお知らせいたします。

提出されたレポート、および面接については、ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制度委員、及び委員が指名する講師によって審査され、レポート内容が一定基準以上を満たしており、考え方と対応がジュエリー・リモデル・カウンセラーとして相応しいと判定された方に対し、「一級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格」の称号が授与されます。

「一級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格」は、ジュエリー・リモデルに関する最高位の認定資格となります。

なお、この「ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格」制度は個人を対象としたもので、法人格は対象となりません。

ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定は2010年度は1回、次年度からは年2回実施してまいります。

試験の日程、試験場、受験申請手続き等のご案内につきましては、(社)日本リ・ジュエリー協議会のホームページ、または業界紙・誌等でその都度お知らせしてまいります。

なお、この「基礎点数」を含むジュエリー・リモデル・カウンセラー資格の検定方式は、永続的なものではなく、平成24年度以後は一部見直しされることもありますので、ご注意願います。

変更される場合は、(社)日本リ・ジュエリー協議会のホームページ等でその都度詳細を発表してまいりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

「二級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格」検定の受験料は7,000円(テキスト代別)、「一級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格」検定の受験料は8,000円(テキスト代別)となっております。

二級ならびに一級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格の称号を取得された方は、(社)日本リ・ジュエリー協議会内に、「ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格者」として登録されます。資格取得者はインターネットのホームページ上に掲載され、消費者との直接の接点が確保されます。

登録料として二級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格取得者は3万円(税別)、一級ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格取得者は追加登録料として2万円(税別)が請求されます(この金額が支払われない場合は資格を喪失することになりますのでご注意ください)。

登録料のお支払いはこれ一回のみで、以後追加請求されることはありません。ただし、3年毎にジュエリー・リモデルに関する新しい情報を学習する更新セミナーを受講していただくことが必要となります(有料)。このセミナー受講は必須となりますので、お忘れにならないようご注意願います。



資格取得後のサポート体制としては、定期的な会報の発行(有料)、セミナーの実施(有料)等、リモデルに関する最新情報が随時提供されてまいります。また、不定期に懇親会も催されることになっております。

なお、ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格取得後、ジュエリー・リモデル・カウンセラー資格検定制委員会が、資格者として相応しくないと判断した行為が行われたり、みられた場合、委員会の裁定により資格が剥奪されることがありますのでご注意願います。

ジュエリー・リモデルをより多くの消費者に知っていただき、ともにこの市場を発展させ、盛り上げていきたい所存でございます。何卒ご理解たまり、ご支援いただきますようよろしくお願い申し上げます。